

消費税軽減税率制度説明会及び年末調整説明会の開催について

■ 問い合わせ先 伊野税務署 ☎ 088-893-1121

伊野税務署では、平成31年10月の消費税率の引き上げと同時に実施される軽減税率制度及び年末調整の説明会を下記の日程で開催します。

開催日	開催時間	説明会	開催会場	対象地域
11月20日(月)	10:30~11:30 13:30~15:30	消費税軽減税率 年末調整	仁淀川町立中央公民館	仁淀川町
11月21日(火)	10:30~11:30 13:30~15:30	消費税軽減税率 年末調整	土佐市防災センター	土佐市
11月22日(水)	10:30~11:30 13:30~15:30	消費税軽減税率 年末調整	すこやかセンター伊野	いの町、日高村

- ・説明会は、ご都合の良い会場にご来場いただけます。
- ・駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用の上ご来場ください。

○【平成28年からマイナンバー制度が始まりました】

平成28年から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まりました。

★平成28年以後に税務署に提出する申請書等には、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

★平成28年以後は給与所得者から給与所得者本人又は配偶者等の個人番号が記載された「扶養控除等申告書」等の提出を受ける必要があります。

○扶養控除等申告書など年末調整に必要な用紙類等は、

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。

(所得税・法人税・消費税もあります。)



◆国税に関するご相談について

税務署では、国税に関するご相談のうち、相談内容が複雑で関係書類等により事実関係を確認する必要があるものについては、事前にお電話にてご予約いただいた上で、税務署での面接により対応しています。

面接相談をご希望される場合は、自動音声案内に従い、「2」番を選択の上、担当職員にご住所・お名前・相談内容を伝え、相談日時をご予約ください。

納税者の皆様の待ち時間を少なくし、相談を効率よく行うためご予約いただくこととしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、国税に関する一般的なご相談については、自動音声案内の「1」番を、また、消費税の軽減税率制度に関するご質問やご相談は「3」番を選択していただければ、国税局「電話相談センター」の税務相談官がご相談をお受けします。



居宅介護支援事業所 ぼっち TEL 891-6616

有料広告

介護の事なら何でも伺います。(相談無料) まずはお電話下さい。

3人のケアマネジャーで対応します。いの町、高知市、土佐市、日高村、佐川町の方の支援ができます。



社会福祉法人 伊野福祉会

本部：吾川郡いの町波川560番2

TEL892-4976

ケアハウス いの

TEL892-4976

グループホーム 壽幸園

TEL850-1622

デイサービスセンター 壽幸園

TEL850-1622

小規模多機能型居宅介護事業所 壽幸園

TEL850-1330

ヘルパーステーションいの

TEL893-0150